

戸田駅西口駅前広場 屋外広告物禁止地域の追加指定について

写真等資料

屋外広告物禁止地域 区域図

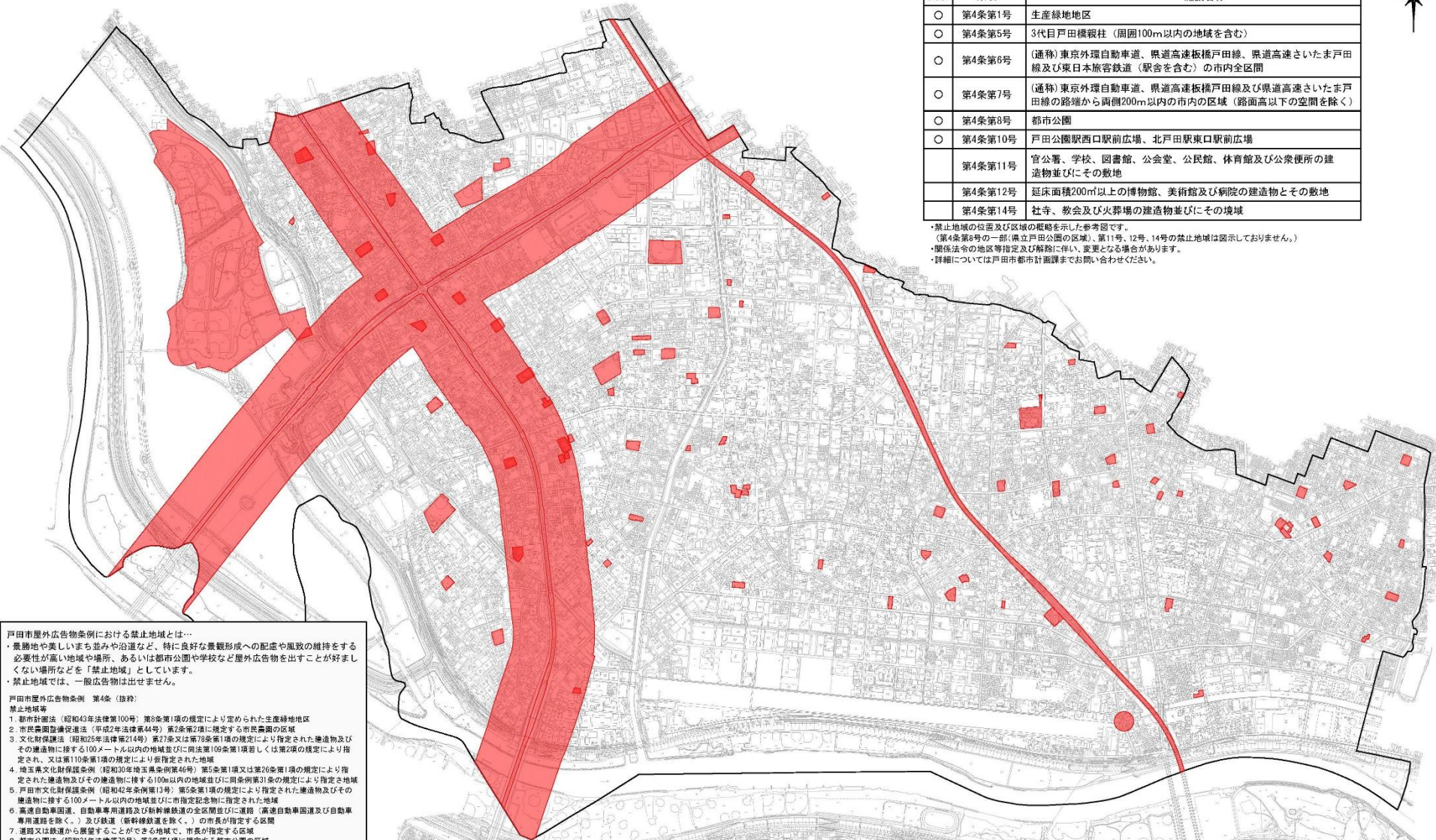
凡 例	
	禁止地域



禁止地域一覧表（令和3年2月3日時点）

図示	条項	施設名称
○	第4条第1号	生産緑地地区
○	第4条第5号	3代目戸田橋親柱（周囲100m以内の地域を含む）
○	第4条第6号	（通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線、県道高速さいたま戸田線及び東日本旅客鉄道（駅舎を含む）の市内全区間
○	第4条第7号	（通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線及び県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く）
○	第4条第8号	都市公園
○	第4条第10号	戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場
	第4条第11号	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
	第4条第12号	延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
	第4条第14号	社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境界

・禁止地域の位置及び区域の概略を示した参考図です。
 （第4条第8号の一部（南立戸田公園の区域）、第11号、12号、14号の禁止地域は図示しておりません。）
 ・関係法令の地区等指定及び解除に伴い、変更となる場合があります。
 ・詳細については戸田市都市計画課までお問い合わせください。



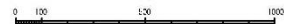
戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは…

- ・景勝地や美しいまち並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持を必要とする地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としています。
- ・禁止地域では、一般広告物を出せません。

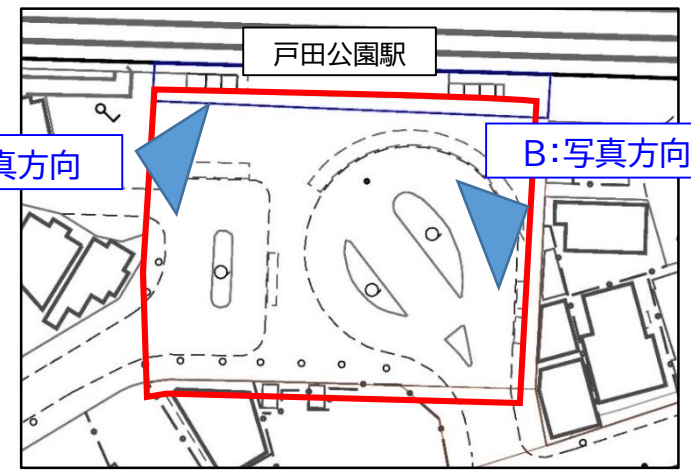
戸田市屋外広告物条例 第4条（抜粋）
 禁止地域等

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた生産緑地地区
- 2 市民公園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民公園の区域
- 3 文化保護法（昭和25年法律第21号）第27条又は第38条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
- 4 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100m以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- 5 戸田市文化財保護条例（昭和42年条例第13号）第5条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに市指定記念物に指定された地域
- 6 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道（新幹線鉄道を除く。）の市長が指定する区間
- 7 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- 9 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- 10 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- 11 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 12 延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
- 13 墓地及びその周囲の地域で、市長が指定する区域
- 14 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境界

1 : 20,000



戸田公園駅西口駅前広場



赤線範囲:屋外広告物禁止地域

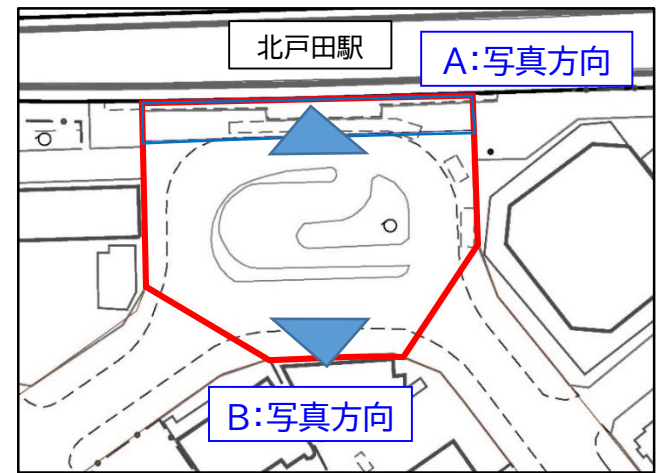


A:写真



B:写真

北戸田駅東口駅前広場



赤線範囲:屋外広告物禁止地域



2. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について

(1) 地区の名称・指定年月日（施行日）

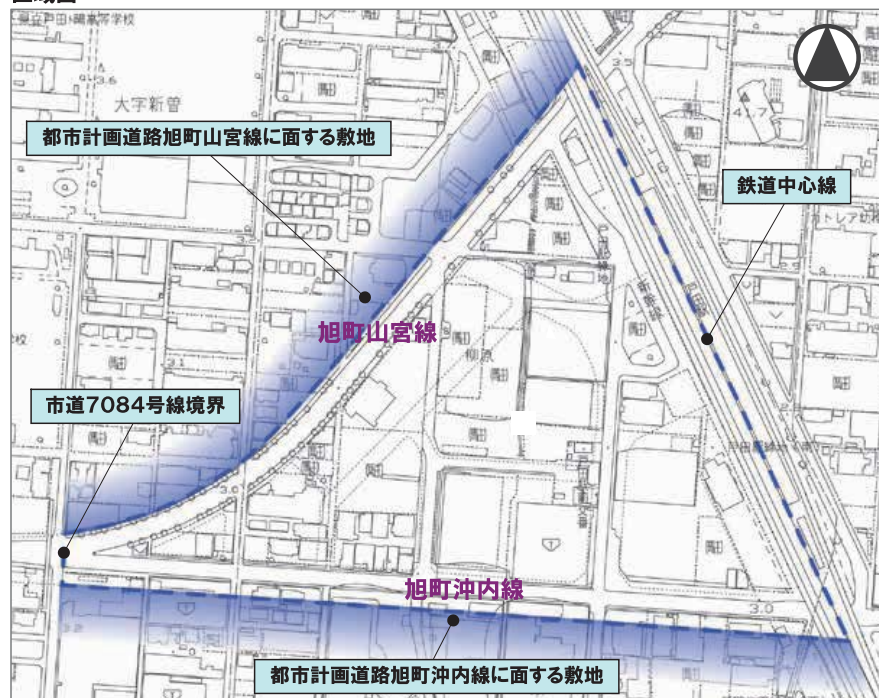
戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

平成26年8月25日指定（平成26年11月26日施行）

(2) 地区の区域

区域図のとおり

区域図



(3) 景観づくりの目標

人々が集い、多様な交流が生まれる景観づくり

戸田市の玄関口である地区の立地特性を踏まえ、多くの人が集まる「にぎわいのある交流拠点」にふさわしい、魅力ある景観づくりを目指します。

品格があり、緑がうるおう景観づくり

戸田市の文化・教育・行政等の中心としての品格やにぎわい、多様な緑のうろおいが感じられるまち並み景観づくりを目指します。

3. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画について

(1) 計画の名称・策定年月日（施行日）

戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画

平成26年8月25日策定（平成26年11月26日施行）

(2) 景観づくりの方針

ゆとりや安らぎを感じる、まちの顔となる駅前づくり

戸田市の玄関口として、多くの人が多様な交流を享受でき、ゆとりや安らぎを感じられる魅力ある駅前づくりを誘導します。

にぎわいと品格のある表情が感じられるまち並みづくり

行き交う人がにぎわいととも、節度を感じられるまち並み景観づくりを誘導します。

まちにふさわしい四季の表情のある緑の演出

公共空間等における緑の骨格と一体となった、四季の彩りある表情が感じられる多様な緑の演出を誘導します。

● 広告物

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。ただし、地区の景観を損なわないと認められる場合にはこの限りではありません。

		基準の内容
共通基準	一般事項	広告物の過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置を心がけるものとする。
	地色(※1)	彩度6以下とする。ただし、切り文字又は箱文字とするもの、窓の内側に設置するもの、表示面積が1㎡以下のものは、この限りでない。
種類別基準	屋上利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> 自家広告物に限定する。 建築物本体と一体的に見えるよう、建築物の壁面と広告物の表示面をそろえる。ただし、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 広告物自体の高さは、3m以下とする。 総表示面積は、20㎡以下とする。
	壁面利用広告物・突出し広告物・立看板・広告旗等	<ul style="list-style-type: none"> 壁面利用広告物、突出し広告物の設置位置は、3階以下とする。ただし、壁面利用広告物で、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 各立面の総表示面積は、各立面の面積の1/10以下とする。
	窓の内側に設置する広告物(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 1・2階の面積は、設置する窓又は開口部の1/2以下とする。 3階以上の面積は、設置する窓又は開口部の1/3以下とする。
	独立広告物	地表面から上端までの高さは、6m以下とする。
	デジタルサイネージ(※3)	地表面から上端までの高さは、6m以下、かつ、面積を5㎡以下とする。
その他	過剰なグラフィックやフィギュア広告又は激しく点滅・動光する照明を伴うものは避ける。	

※1 表示面積の1/3以上を占める色彩

※2 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

※3 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの

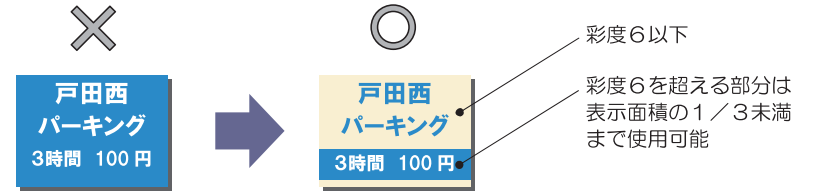
● 広告物

= 解説 =

● この基準は、まち並みに大きな影響を与える広告物について、過剰な色彩の設置を避けるとともに、低層部ににぎわいと、品格のあるまち並みづくりのために設定したものです。

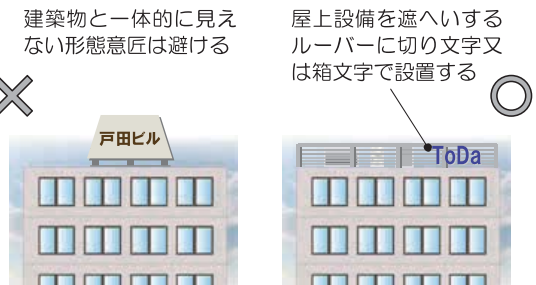
地色

表示面積の1/3以上は彩度6以下



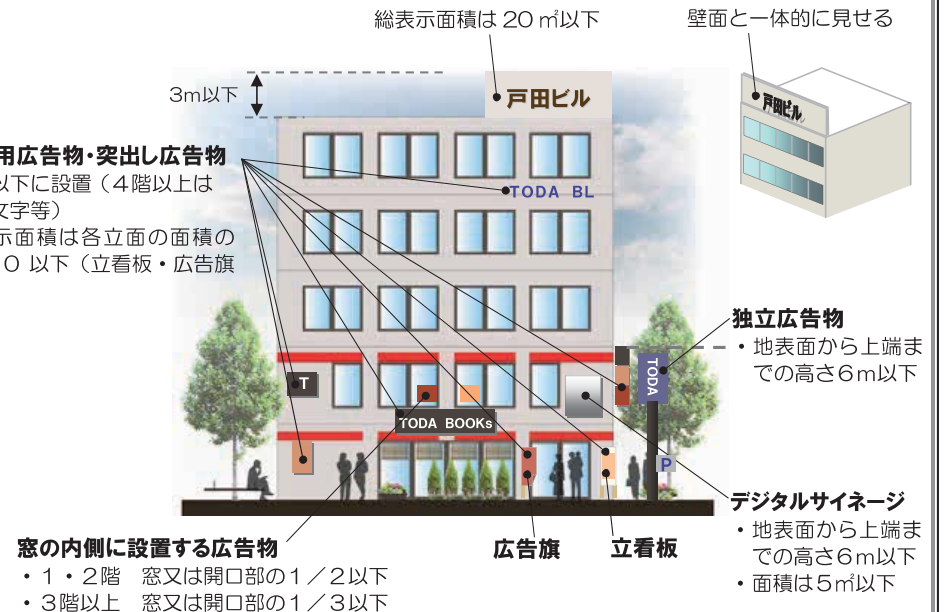
屋上利用広告物

- 自家広告物に限る
- 建築物本体と一体的に見えるよう、壁面と広告物の表示面をそろえる



壁面利用広告物・突出し広告物

- 3階以下に設置(4階以上は切り文字等)
- 総表示面積は各立面の面積の1/10以下(立看板・広告旗含む)

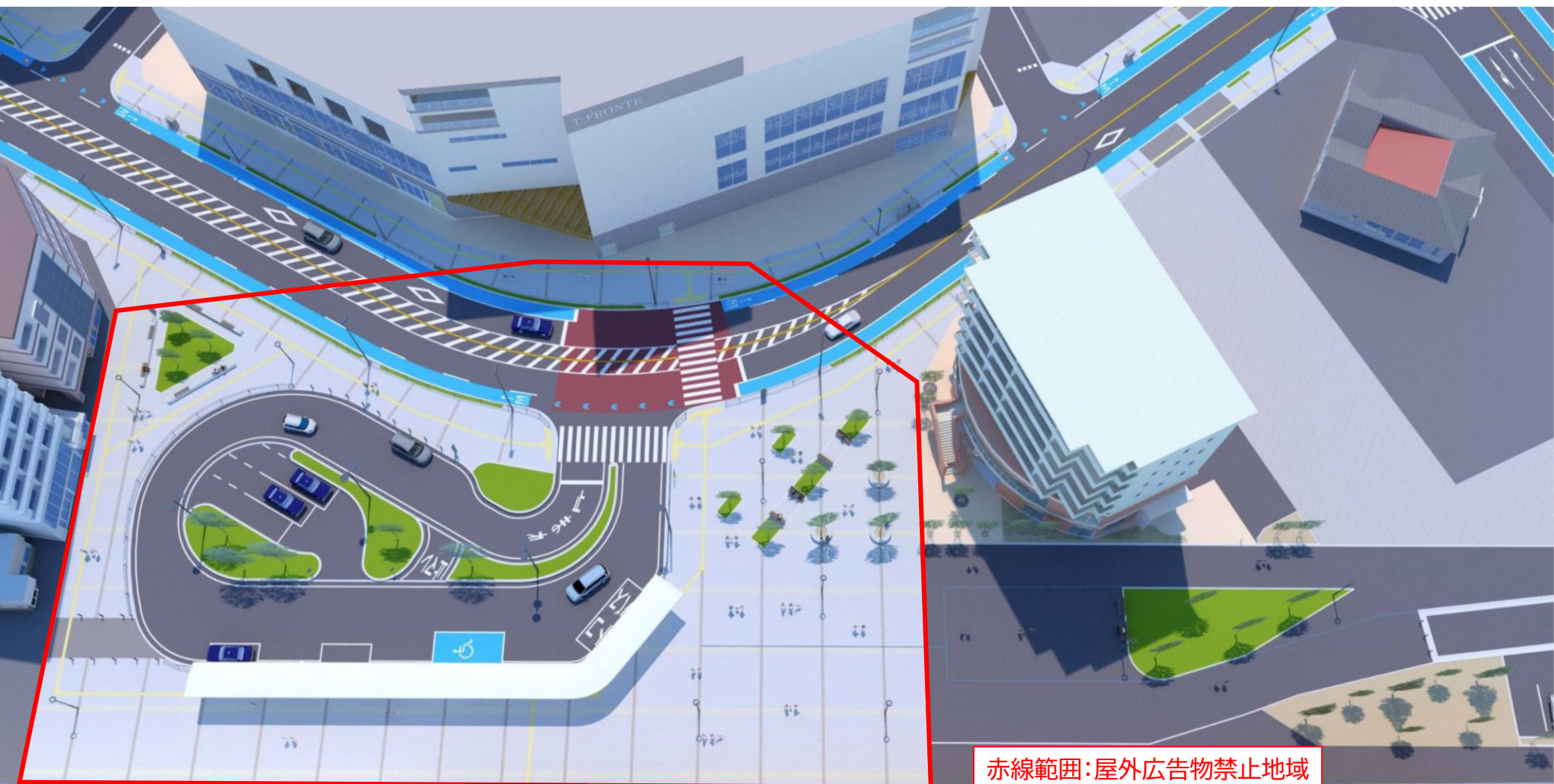


戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について(解説)より抜粋

戸田駅西口駅前広場

◆市の顔ともなる駅前広場という公共性の高い場所に対し…

- ・「戸田駅西口周辺景観づくり推進地区」内である駅前広場において、屋外広告物の更なる乱立を防ぐため、新たに整備される「戸田駅西口駅前広場」を屋外広告物の禁止地域に指定し、良好な景観を維持することに努めていきます。



戸田駅西口駅前交通広場整備工事

工期:令和2年12月～令和4年2月

事業費:234,800,000円(税抜き)

主な工事内容:ロータリー、広場、バス乗り場等の整備

赤線範囲:屋外広告物禁止地域

